



あなたのまちに、あなたの税金。

身近でよりよい行政サービスを目指して、
国から地方へ税源移譲を行います。

税源移譲とは、国に納める所得税から都道府県・市区町村に納める住民税に税源を移し替えるもので、
地方分権・三位一体改革の一環として行われます。地方団体が必要な財源を直接確保できるようにすることで、
各地域の住民が身近でよりよい行政サービスを受けられることを目指しています。

税源移譲は増税ではありません。

6月から住民税額が変わります。所得税と住民税を合わせた納税額は
税源移譲によっては基本的に変わりません。

税源移譲によって多くの方は住民税が増えますが、その代わりに既に1月から所得税が減っています。合わせた納税額は基本的に変わりません。ただし、別途、定率減税の廃止による負担増が生じます。間もなくお住まいの市区町村から平成19年度分の納税通知が届きます。給与所得者の場合は、平成19年6月から平成20年5月までの1年間に、給与から天引き（特別徴収）される額が会社を経由して通知されます。

税源移譲のイメージ(年額)



【夫婦+子ども2人、給与収入500万円の場合(年額)】

	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額
所得税	119,000円	59,500円	-59,500円
住民税	76,000円	135,500円	59,500円
合計	195,000円	195,000円	0円

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の税務担当課までお問い合わせください。 全国知事会・全国都道府県庁長官会・全国市長会・全国市議会議長会・全国町村会・全国町村議会議長会 / 総務省 <http://www.soumu.go.jp/>